

## 大会用スポーツ施設の利用申込みを受付けます

生涯学習・文化スポーツ課(☎65-6552)

### 【対象】

平成27年4月1日～平成28年3月31日に開催される市内大会以上の規模の大会

### 【受付期間】

1月6日(火)～16日(金)  
※休館日・閉庁日を除く。

### 【申込方法】

- ①各施設の窓口で直接申し込んでください。  
※電話、FAXは不可
- ②利用希望日が重複した場合は、締切日以降に調整会議を行います。

### 【その他】

- 利用日の確定後、使用許可を行います。また、体育館等の屋内施設を利用する場合は、許可を受けてから使用料を納めてください。
- 練習試合や交流試合は、大会とはみなしません。
- 一般の利用申込みは、利用する2か月前の1日から受付けます。



#### ○長浜市民体育館 ○長浜球場 ○長浜市武徳殿

※長浜市民庭球場は改修工事のため、受付を行いません。

■市民体育館(宮司町 ☎63-9806)

#### ○長浜市多目的競技場

(陸上競技場、ソフトボール場、ゲートボール場)

#### ○長浜市レクリエーション広場

※レクリエーション広場は、7・8月を除いて受付を行います。

■神照運動公園事務所(神照町 ☎65-3399)

#### ○長浜市浅井B & G 海洋センター体育館

#### ○浅井ふれあいグラウンド ○浅井球場

#### ○浅井体育館 ○浅井文化スポーツ公園テニスコート

■浅井B & G 海洋センター  
(大依町 ☎74-3355)

#### ○びわ体育館

■びわ体育館(早崎町 ☎72-2548)

#### ○高月運動広場(運動場・体育館・テニスコート)

■高月公民館(高月町渡岸寺 ☎85-5204)

#### ○木之本運動広場(運動場・体育館)

■木之本運動広場体育館  
(木之本町西山 ☎82-4119)

#### ○西浅井運動広場(運動場・体育館・テニスコート・グラウンドゴルフ場)

#### ○西浅井いきいきホール

■西浅井公民館(西浅井町大浦 ☎89-1125)

※虎姫・湖北・余呉支所管内のスポーツ施設は、各支所まで。

**社会体育功労者、スポーツ優秀選手等を推薦してください**

市体育協会では、スポーツ振興に寄与した人や優秀な成績をおさめた選手・チームを表彰します。次の基準を満たす人(チーム)を推薦してください。

【推薦基準】

◆**社会体育功労者**  
20年以上、生涯スポーツの振興または、スポーツを通じて青少年健全育成に努め、現在も熱心にスポーツを指導している人  
※所属団体長からの推薦も可。

◆**スポーツ優秀選手・優秀チーム**  
文部科学省など公的機関が主催する県大会で1位、近畿大会で1～4位、全国大会で1～8位に入賞した市内在住・在勤・在学する選手またはチーム

【対象期間】平成26年2月1日(土)～平成27年1月31日(土)

【推薦方法】直接左記まで  
【締切】1月15日(木)  
※詳細は左記まで。  
※締切日以後、1月末日までの競技会において該当する場合も推薦してください。

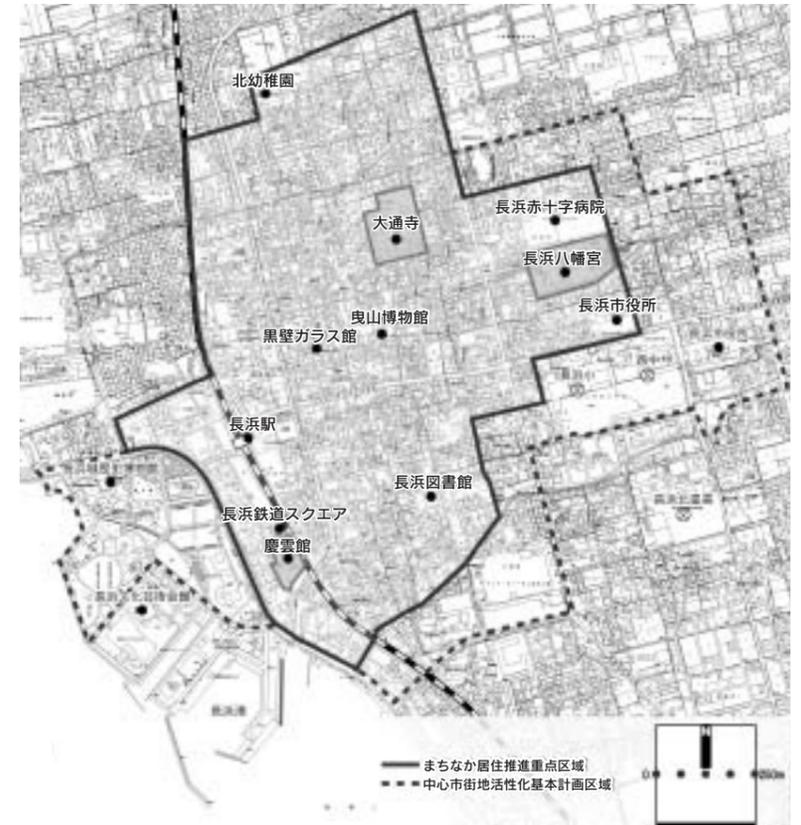
**問合せ先・推薦書提出先**  
長浜市体育協会事務局(市民体育館内)  
☎639806

## まちなかで住宅を取得する人を応援します

長浜駅周辺まちなか活性化室(☎65-6545)

右図のまちなか居住推進重点区域内で、市内本店業者と工事請負契約を締結し、住宅を新築する場合や空き家を活用する場合に、建築費用や改修費用の一部を助成します。

助成金の交付要件や申請方法など、詳しくは担当室まで問合せください。



### 制度1 まちなか住宅建築等助成金

まちなかで、自らが居住する個人住宅を新築等する場合

■限度額 60万円(助成率5%)

表①の要件に該当する場合は、それぞれの額を加算し、最大280万円助成。

### 制度2 まちなか空き家再生促進助成金

自ら居住するために購入(賃借)した、ながはま住宅再生バンクに登録された空き家の改修工事を行う場合

■限度額30万円(助成率10%)

表②の要件に該当する場合は、それぞれの額を加算し、最大230万円助成。

表①【制度1関係】

加算メニュー	限度額	助成率
①住宅建築のために平成26年4月1日以降に敷地の所有権または借地権を新たに取得した場合	100万円	4%
②子育て世帯の場合	50万円	2%
③多世代同居世帯の場合	50万円	2%
④多子世帯の場合	20万円	1%

表②【制度2関係】

加算メニュー	限度額	助成率
①空き家の再生のために平成26年4月1日以降に敷地の所有権または借地権を新たに取得した場合	100万円	7%
②子育て世帯の場合	50万円	3.5%
③認定町家を再生する場合	50万円	3.5%

市の都市計画(案)を作成しましたので、縦覧および説明会を実施します。

### ●対象となる案

彦根長浜都市計画の①用途地域の変更(田村町)②地区計画の変更(田村町・寺田町)③田山風致地区の変更

### ■縦覧

【告示日】1月9日(金)

【期間】1月9日(金)～23日(金)

平日の8時30分～17時15分

【場所】都市計画課(東館2階)

### 【意見提出】

意見のある人は、所定の様式に①住所②氏名③電話番号を記入のうえ、1月23日(金)までに直接提出してください。

※告示日以降、市ホームページで計画(案)・意見書様式の閲覧およびダウンロードができます。

【提出先・問合せ先】都市計画課(東館2階)

### ■説明会

【とき】1月21日(水) 19時～

【ところ】新庁舎東館 1階多目的ルーム2・3

※申込不要